

旭区区政会議公募委員選考会設置要綱

(設置)

第1条 旭区区政会議委員の公募にあたり、旭区区政会議委員公募手続事務要領（以下、「要領」という。）に基づき応募のあった委員候補者より、旭区区政会議の委員としてふさわしい人物を適正かつ公平に選考するため、旭区区政会議公募委員選考会（以下、「選考会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選考会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 選考の実施に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選考会は、会長及び委員2名で組織する。

- 2 会長は、旭区長をもってあてる。
- 3 委員は、外部有識者、その他区長が必要と認める者をもってあてる。

(会議)

第4条 選考会は、会長が招集する。

- 2 選考会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 選考会の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(選考する委員の任期)

第5条 選考会は、平成29年10月1日から平成31年9月30日までの任期における委員の選考を行う。

(選考方法)

第6条 要領に従い申込み時に提出された応募者の応募動機（様式1に記載）及び「旭区運営方針」に定めた目標に対する意見や考え方（様式2に記載）を各選考委員が評定する。

- 2 応募者に対する採点は、各選考委員の評価点数を70点満点とし、次表1の評価項目・基準を次表2の配点基準に従い採点し、得点合計の上位の者から選考する。ただし、得点合計が全体の6割にあたる126点に満たなかった場合は委員候補者として選考しない。また、選考委員の3分の2以上が、配点10点の評価項目で2点以下の項目が1項目以上ある評定をした場合も委員候補者として選考しない。
- 3 この要綱に定めるもののほか、旭区区政会議公募委員の選考について必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 選考会にかかる事務については、旭区役所総務課がこれを所管する。

附則

1 この要綱は、平成29年9月5日から施行する。

表1

区分	評価項目	評価基準	配点
意見書	現状把握	選択したテーマの現状を正確に把握しているか。	10
	問題意識	旭区のまちづくりについての問題意識が高いか。	10
	記述内容	公平な立場で建設的な意見を述べ、社会的に妥当な意見を述べているか。	10
	論理性	論旨が首尾一貫しており、矛盾がなく分かりやすいか。	10
応募動機	応募動機	応募理由が明確で妥当か。	10
	意欲・実績	委員となることに熱意が感じられ、十分な実績があるか。	10
全般的な表現力	全般的な表現力	全般的な表現力があり、広範な知識を感じることができるか。	10

合計 70点

表2

点数	10点配点
10点	非常に優れている
9点	
8点	優れている
7点	
6点	普通
5点	
4点	やや劣る
3点	
2点	劣る
1点	